

みどりの風促進区域内の指定されたエリア内で建築される場合 緑化や景観などの一定の要件を満たすと 建ぺい率や容積率が緩和されます!



みどりの風促進区域イメージ

大阪府はみどりが少なく暑い都市であるため、大阪府を取り囲む海と山をつなぐ「みどりの風の軸」をつくることとし、府域に12の「みどりの風促進区域」を指定し、区域内の緑化等の取組みを重点的に進めることにしました。

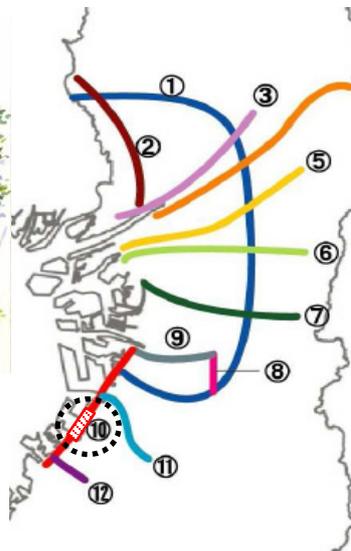
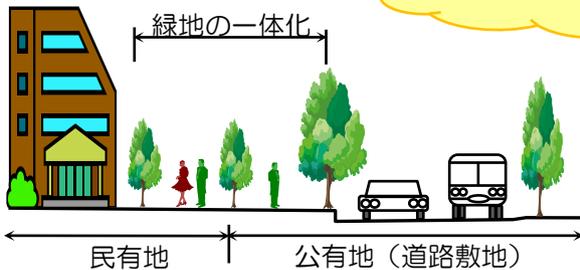


みどりの風促進区域のねらい

◇人目につきやすいところにみどりを増やしつなげて
実感できるみどりの軸を創出します

◇植物の冷却効果や風を活かして涼しい
クールスポットを形成します

公共と民間で、充実した
みどりをつくりましょう!



- ①大阪中央環状線及びその沿線
- ②国道176号及びその沿線
- ③淀川通・大阪高槻京都線
(十三高槻線)及びその沿線
- ④城北公園通・京都守口線
及びその沿線
- ⑤安治川・堂島川・花博通・第2京阪
道路(国道1号)及びその沿線
- ⑥中央大通・国道308号及びその沿線
- ⑦国道25号・大阪港八尾線
及びそれらの沿線
- ⑧国道309号及びその沿線
- ⑨大和川線及びその沿線
- ⑩堺阪南線及びその沿線(高石市域)
- ⑪石津川・泉北2号及びその沿線
- ⑫国道480号及びその沿線

みどりの風促進区域図

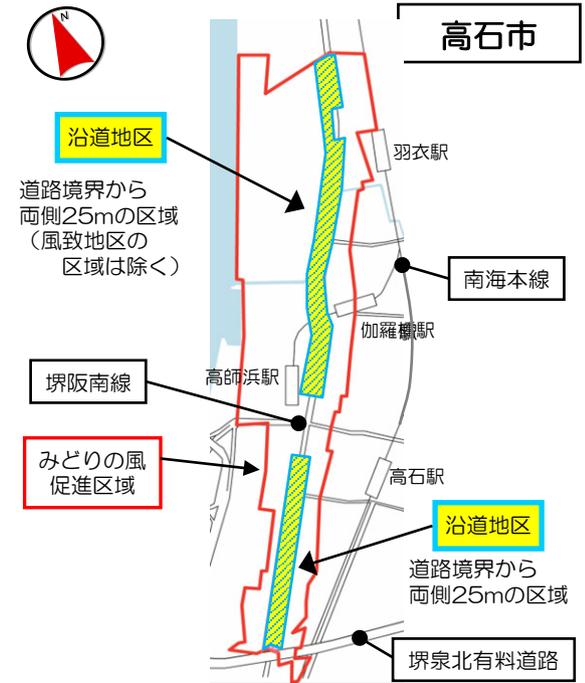
高石市域における堺阪南線沿道の「みどりの風促進区域」内の下図のエリアについては下記のような要件で緑化等をしていただくと建ぺい率や容積率が緩和されます(平成24年4月2日より実施)

緩和区域内では以下のいずれかを選択できます！

建ぺい率・容積率の制限	緩和を受けるための主な要件・制限
①従来の制限 建ぺい率60%以下 容積率200%以下	
②建ぺい率緩和型 建ぺい率80%以下 容積率200%以下	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡未満 緑視率25%以上 緑化率5%以上 道路境界から建物を1m以上後退 接道長さ6m以上 準耐火建築物以上
③容積率緩和型 建ぺい率60%以下 容積率300%以下	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積300㎡以上 緑視率25%以上 緑化率20%以上 道路境界から建物を3m以上後退 接道長さ15m以上 建物の高さ20m以下 準耐火建築物以上

※詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

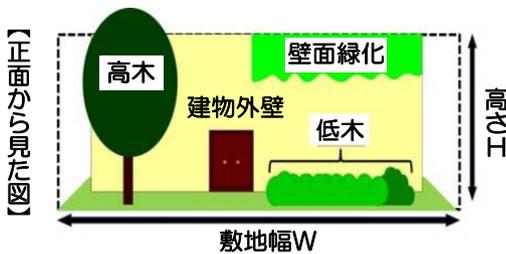
堺阪南線沿道の緩和される区域



上図の沿道地区が対象区域です。

○緑視率とは

敷地の道路側立面に対する緑の立面積の割合
(道路から見たみどり)



計算式

$$\text{緑視率} = \frac{\text{緑視面積の合計}}{\text{敷地幅}W \times \text{建物の高さ}H (\text{最大}10\text{m})} \times 100\%$$

○緑化率とは

敷地面積に対する建築物の緑化施設の割合
(上から見たみどり)



計算式

$$\text{緑化率} = \frac{\text{緑化面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

連絡先

- 大阪府 都市整備部 総合計画課 土地・地域利用計画グループ
 大阪府大阪市中央区大手前2丁目別館3階 TEL: 06-6941-0351 (内線4917) FAX: 06-6944-6778
- 鳳土木事務所 地域支援・企画課、都市みどり課
 大阪府堺市西区鳳東町4丁目390-1 泉北府民センタービル
 TEL: 072-273-0123 (代表) FAX: 072-271-9446
- 高石市 土木部 都市計画課
 大阪府高石市加茂4丁目1番1号 TEL: 072-265-1001 (代表) FAX: 072-263-6116

指定エリア内で建て替え等をご検討の方は、みどりの風を感じる大都市・大阪実現のため、ぜひ本制度を積極的にご活用ください！